

# 意見書

平成23年11月8日  
三重県公共事業評価審査委員会

## 1 経過

平成23年11月8日に開催した平成23年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より海岸事業1箇所、港湾事業1箇所、街路事業3箇所の事後評価の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

## 2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

### (1) 海岸事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

503番 おやまうら 小山浦地区海岸

当該箇所は、平成11年度に事業に着手し平成18年度に完了した事業である。  
審査を行った結果、事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。

### (2) 港湾事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

504番 おおくち 津松阪港（大口地区）

当該箇所は、平成12年度に事業に着手し平成22年度に完了した事業である。  
審査を行った結果、便益の計算に疑問点があったため継続審議とする。

### (3) 街路事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

505番 とみたやまじょう 富田山城線

506番 えきまえたかつか 駅前高塚線外1線

507番 ひがしまちのぼり 東町野登線

505番は、平成10年度に事業着手し平成18年度に完了した事業である。  
506番は、平成 6年度に事業着手し平成18年度に完了した事業である。  
507番は、平成 6年度に事業着手し平成19年度に完了した事業である。

審査を行った結果、事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。  
ただし、今後の事後評価においては、費用便益算出マニュアルで算出した結果だけでなく、供用後のデータを用いて現状にあった検証を行うこと。

また、アンケートによる住民の意見については、必要性を十分に検討のうえ、当該事業に対し反映し対策を講ずること。特に安全対策については速やかに対応すること。